

安全な遊具のあり方に関する提言

子どもは、遊具を使った遊びを通して様々な冒険や挑戦をしながら、心身の能力を身に付けるとともに、社会性や想像力を養いながら成長していきます。

特に、小さい頃から、体を使った遊びの中で小さな失敗やケガなどの経験を積み重ねていくことは、子どもたちが将来、大きな事故やケガから自分自身を守る方法を身に付けるための重要な要素であり、このため、子どもたちが安心して遊ぶことができる遊び場の存在は、子どもの成育過程において、必要不可欠なものです。

近年、遊具の劣化等が原因となって、本来安全であるべき遊具において事故が発生し、大きな社会問題となっています。施設設置者・管理者は、遊具の構造や形状の不備、あるいは不十分な維持管理に起因する事故を起こしてはなりません。

このため、遊具に関する指針・安全規準への対応や、点検などの管理体制を確立することが早急に必要です。

また、事故を恐れるあまり、遊具をなくしてしまったり、あるいは安全を重視するあまり、冒険心や挑戦意欲に乏しく子どもにとって魅力のない遊具にしてしまうことは、望ましいことではありません。

本委員会では、遊具や遊具における遊びが、子どもたちの健全な成長にとって必要不可欠なものであることを再確認するとともに、遊具に関わるさまざまな立場の人が協力しながら次世代を担う子どもたちが安心して遊ぶことができる環境をつくり、見守っていくことが重要であるとの認識に立って、安全な遊具のあり方について以下の提言を行うものです。

1 施設設置者、管理者に向けて

(1) 遊具の構造や形状の不備、あるいは不十分な維持管理による事故を決して起こさないよう、改めて適切な設置・管理の体制の確立を求めます。

- ・ 国の指針を遵守し、遊具製造者が定める安全規準や施設の維持管理状況を踏まえながら、独自の方針や仕様を定め、遊具事故を防止してください。
- ・ 本委員会で承認した「遊具点検マニュアル」に基づく点検を確実に実施してください。また、点検の実効性を高めるため、点検実施者のスキル向上を目的として、実地講習を含む研修を定期的実施することが大切です。
- ・ 施設の現状及び修繕の履歴を的確に把握し、安全な管理に結びつけることが必要です。

(2) 公園利用者、保護者及び遊具製造者と一体となった遊具安全管理のしくみづくりを進めてください。

- ・ 遊具安全管理は遊具にかかわる人々が連携して実施するこ

とが望ましく、三者（施設設置者・管理者、公園利用者・保護者、遊具製造者）が一体となった遊具安全管理のしくみづくりの検討が必要です。

- ・遊具にかかわる人々が情報を共有、交換をする場を設けるとともに、公園利用者・保護者に対して遊具安全利用のための様々なPRに努める必要があります。

2 公園利用者、保護者に向けて

(1) 大人は、遊具を通じた遊びが、子どもの成長において、身体的、精神的にも重要な役割を果たしていることを、再認識する必要があります。

- ・小さな失敗が想像力に結びつき大きなケガの回避につながることで、子どもは遊びの中でさまざまな危険に対する対処方法を学んでいくことを理解してください。

(2) 子どもの遊びには、大人の見守りや配慮が必要です。

- ・子どもは、遊びに夢中になって思いがけない行動をすることがあります。また、服装や身に付けているものが原因となってケガをする場合もあり、大人が声かけを行うなどして見守ることにより事故を未然に防ぐことができます。
- ・破損を見つけたら、施設管理者への連絡をするなど、公園利用者・保護者と施設管理者、遊具製造者との連携がとれ、三者が一体となった遊具の安全への取り組みが、地域での安全・安心への取り組みに発展することを期待します。

3 遊具製造者に向けて

(1) 遊具の安全確保を目指した、技術及び品質の向上に努めてください。

- ・遊具の多様化が進む中、構造や材料に十分留意して遊具を製作するとともに、標準仕様の早期の検討が必要です。
- ・その際、子どもたちの遊び方や利用者の視点を踏まえ、設計段階で安全確保に係る十分な検討を行ってください。
- ・また、遊具の安全性を客観的に評価する第三者機関の設立にむけて努力をお願いします。

(2) 遊具製造者として適切な点検保守体制を整備してください。

- ・施設設置者・管理者の要請に応えられる専門性の高い点検が確実に行えるよう実施体制を整えてください。
- ・遊具に関する情報、要望を収集し、万が一の不具合や欠陥が判明した際の遊具製造者としてのサポート体制を構築してください。

平成20年8月15日

「遊具の安全管理に関する検討委員会」

委員長

松 本 守